

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月 5日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備冷却系補機冷却設備防蝕剤注入ポンプ(A)において、ギヤボックス継手部より潤滑油の滴下跡(10×10cm)が認められたため、当該ギヤボックス継手部を点検・修理。 なお、双葉広域消防署へ連絡の結果、危険物の漏えいではないと判断された。	GⅢ	
2	4号機	換気空調系コントロール建屋非常用電気品室冷凍機空冷コンデンサファンA—3用電動機点検において、電動機反負荷側ハウジング部の管理値外れ(ブラケットと軸受嵌合管理値: -0.006~+0.034mm 測定値: +0.058mm)及び、ウェーブワッシャーとスラスト調整用シムの破損が認められたため、当該ハウジング部を修理。	GⅢ	